大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 平成二十四年二月三日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ホームプラザナフコ美作インター店 所在地 美作市豊国原字森の東一一三七ほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 株式会社ナフコ住所 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目六一一〇代表者の氏名 代表取締役 深町 勝義
 - 3 変更事項大規模小売店舗の名称(変更前)ホームプラザナフコ美作店(変更後)ホームプラザナフコ美作インター店
 - 4 変更年月日 平成二十四年一月十二日
- 二 届出年月日 平成二十四年一月二十五日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間 平成二十四年二月三日から同年六月三日まで
 - 2 縦覧の場所 岡山県産業労働部経営支援課